◎新潟県告示第645号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和４年５月20日

新潟県新潟地域振興局長

１　解除予定保安林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町中ノ沢字清水小屋136の３、上島字茗ケ沢3941の１（次の図に示す部分に限る。）、3941の５

２　保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

３　解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）